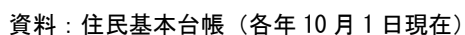


1 高齢者の状況

① 総人口及び高齢者人口の推移

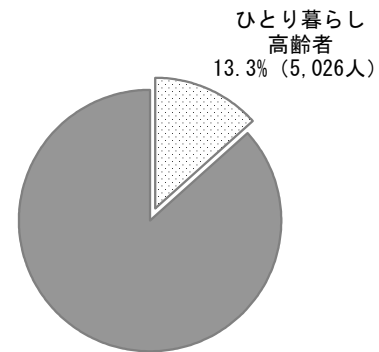
図 人口の推移



② ひとり暮らし高齢者の現状

ひとり暮らし高齢者は 5,026 人となっています。

また、高齢者全体に占めるひとり暮らし高齢者の割合は、13.3%となっています。



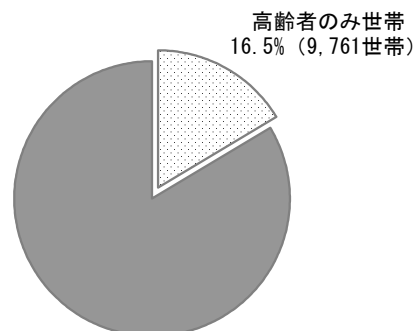
高齢者数：37,834人

資料：長寿課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

③ 高齢者のみ世帯の現状

高齢者のみ世帯数は、9,761 世帯となっています。

また、総世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合は、16.5%となっています。



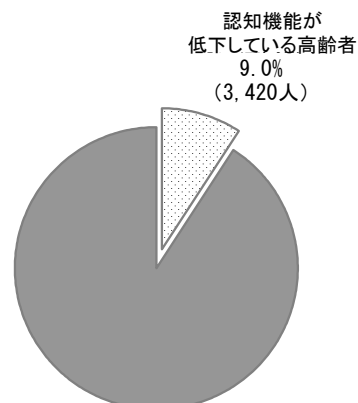
総世帯数：59,233世帯

資料：長寿課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

④ 認知機能が低下している高齢者の現状

認知機能が低下している高齢者数は、3,420 人となっています。

また、高齢者全体に占める認知機能が低下している高齢者の割合は、9.0%となっています。



高齢者数：37,834人

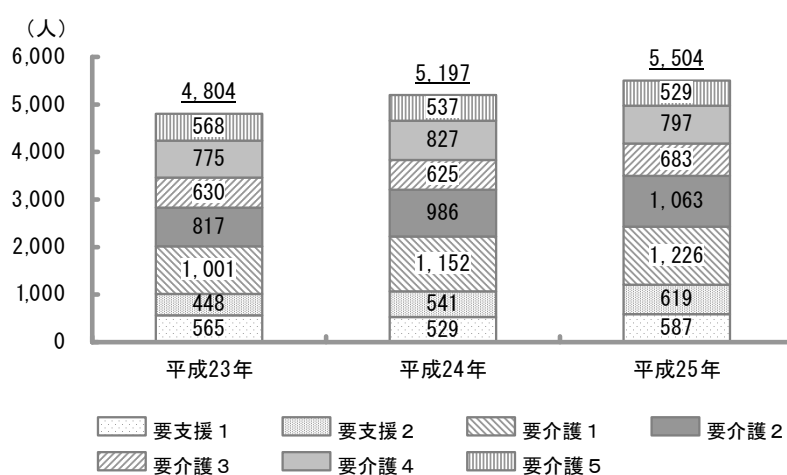
資料：長寿課（平成 25 年 9 月 30 日現在）

(2) 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移 ● ● ● ● ● ● ● ●

平成 25 年の認定者数は 5,504 人で、3 年で 14.6% の増加となっています。要介護（要支援）別にみると、要支援 2、要介護 1、要介護 2 で特に増加しており、それぞれ 38.2%、22.5%、30.1% の増加となっています。

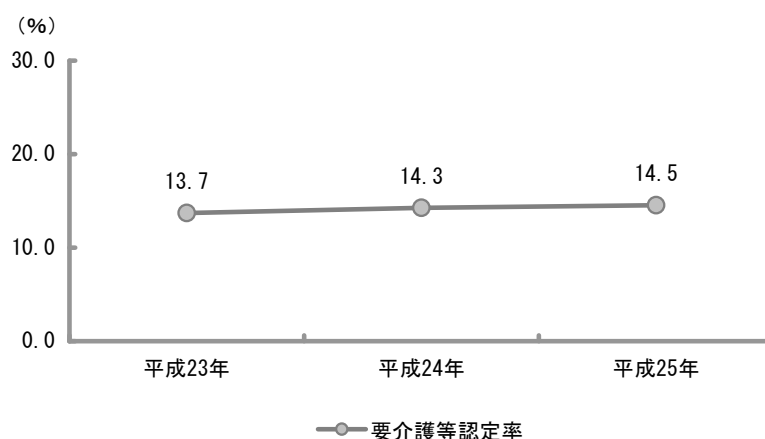
認定率は、平成 25 年が 14.5% で、平成 23 年と比較すると 0.8% 増加しています。

図 要介護（要支援）認定者数の推移



資料：介護事業状況報告（各年 9 月末現在）

図 要介護（要支援）等認定率の推移

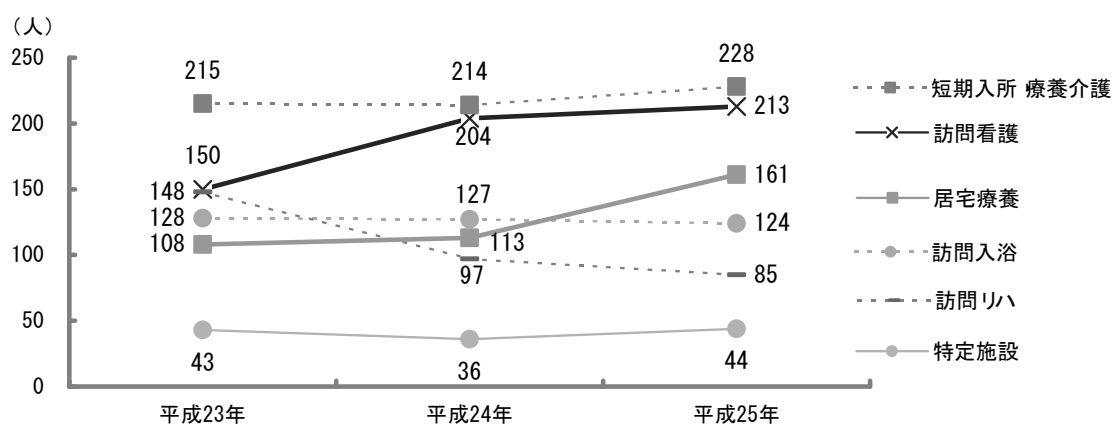
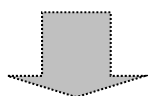
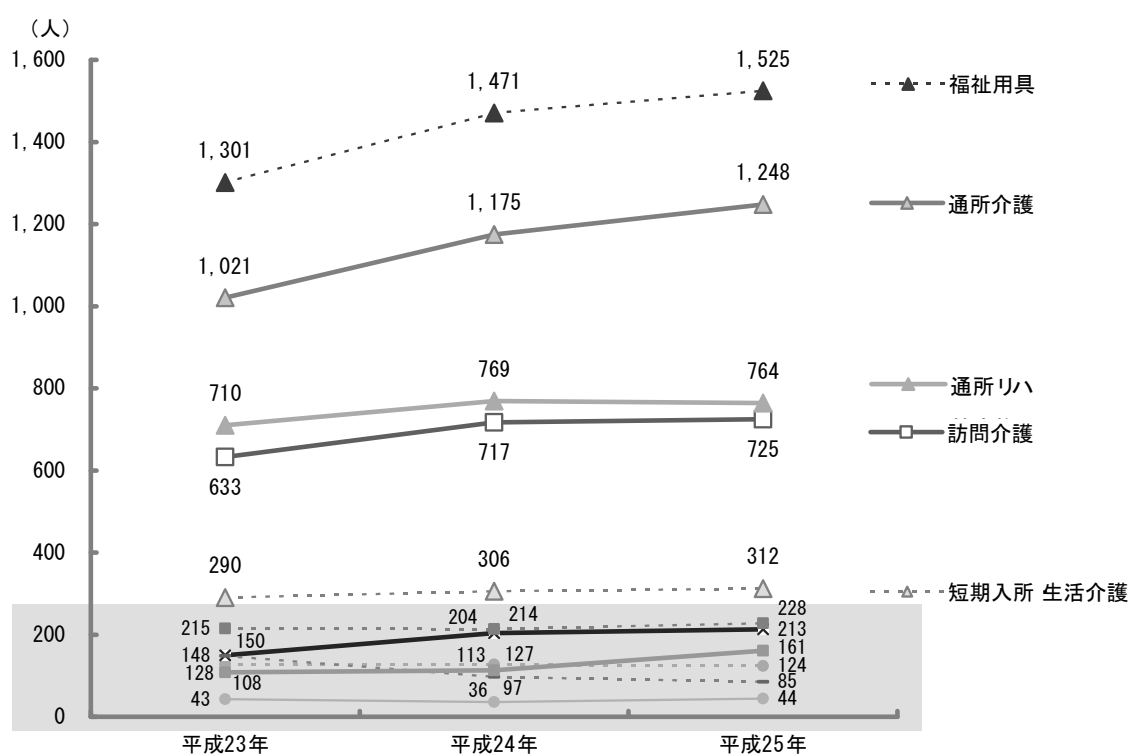


資料：介護事業状況報告（各年 9 月末現在）

② 在宅サービス（介護給付）の利用者数の推移

平成 25 年の利用者数では、福祉用具が最も多く 1,525 人、次いで通所介護が 1,248 人となっています。また、平成 23 年と比較すると、通所介護と福祉用具が増加しており、それぞれ 22.2%、17.2%の増加となっています。

図 在宅サービス（介護給付）の利用者数の推移

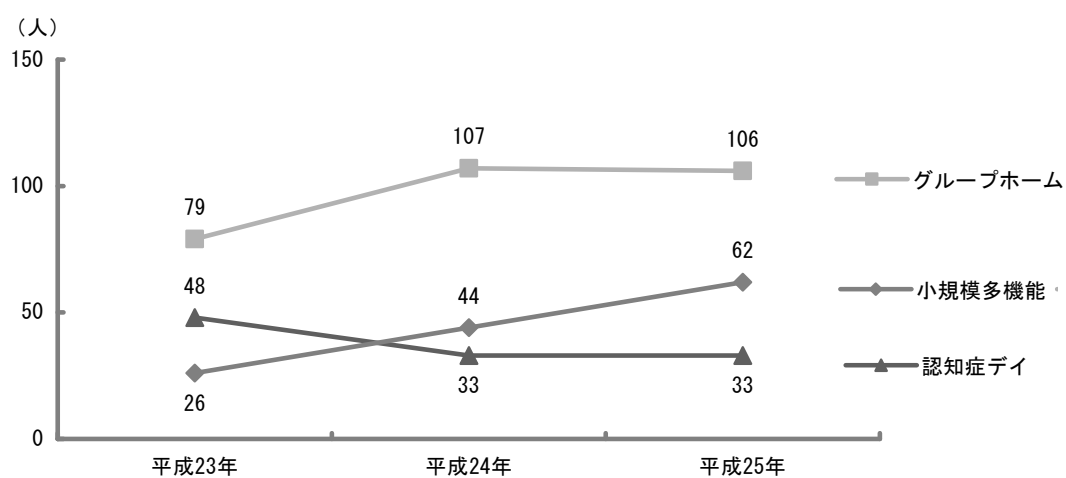


資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

③ 地域密着型サービス（介護給付）の利用者数の推移

平成 25 年の利用者数では、グループホームが最も多く 106 人、次いで小規模多機能が 62 人となっています。

図 地域密着型サービス（介護給付）の利用者数の推移

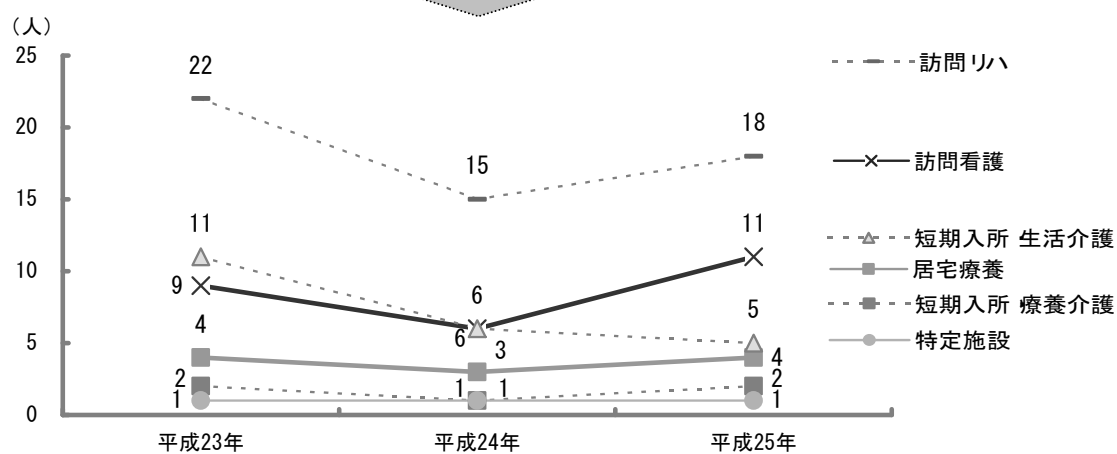
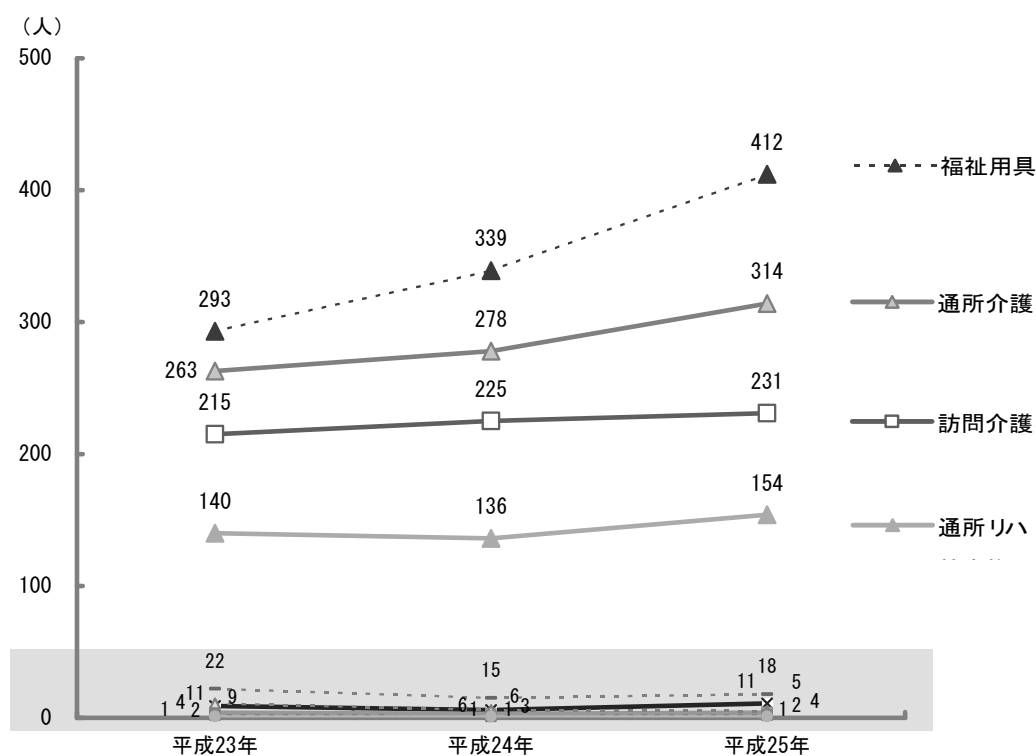


資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

④ 在宅サービス（予防給付）の利用者数の推移

平成 25 年の利用者数では、福祉用具が最も多く 412 人、次いで通所介護が 314 人となっています。また、福祉用具が急激に伸びており、平成 23 年と比較すると 40.6%の増加となっています。

図 在宅サービス（予防給付）の利用者数の推移

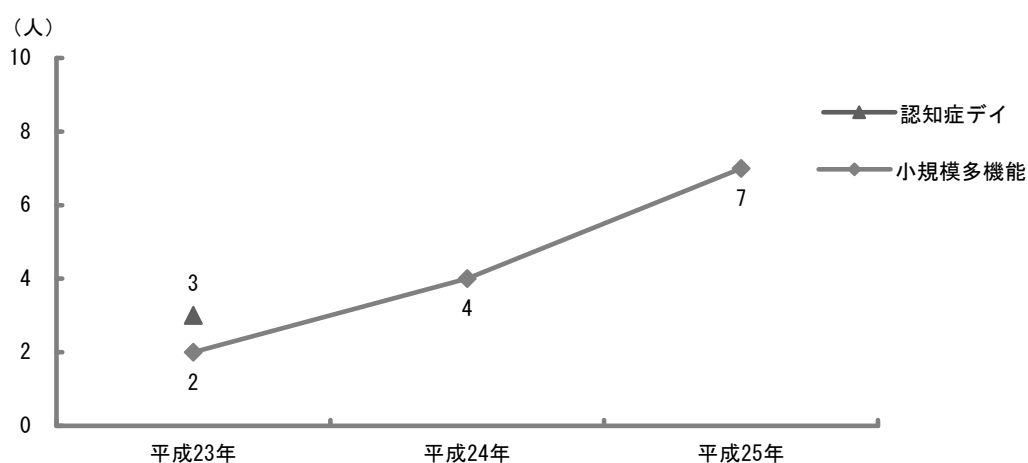


資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

⑤ 地域密着型サービス（予防給付）の利用者数の推移

小規模多機能の利用者数が増加しており、平成 25 年では 7 人となっています。

図 地域密着型サービス（予防給付）の利用者数の推移

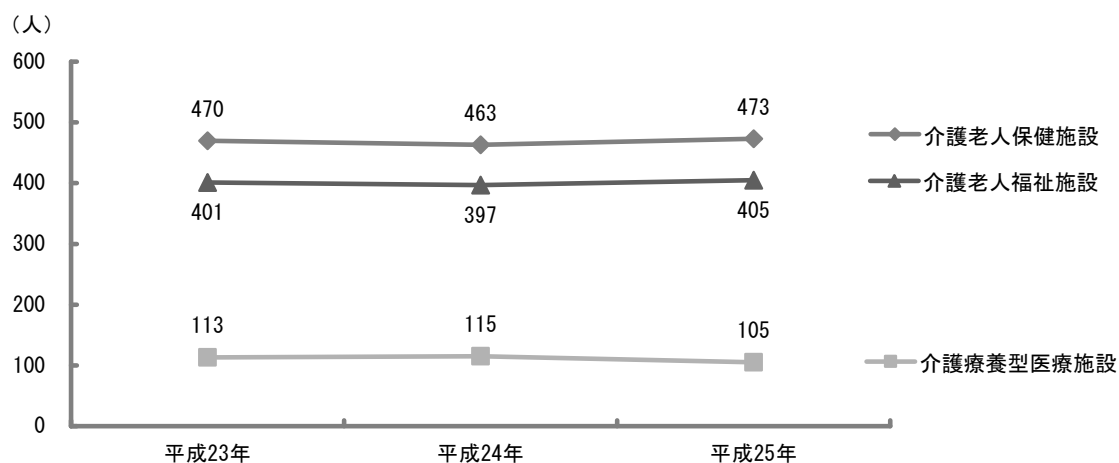


資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

⑥ 施設サービスの利用者数の推移

介護老人保健施設が最も多く、473 人となっています。

図 施設サービスの利用者数の推移



資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

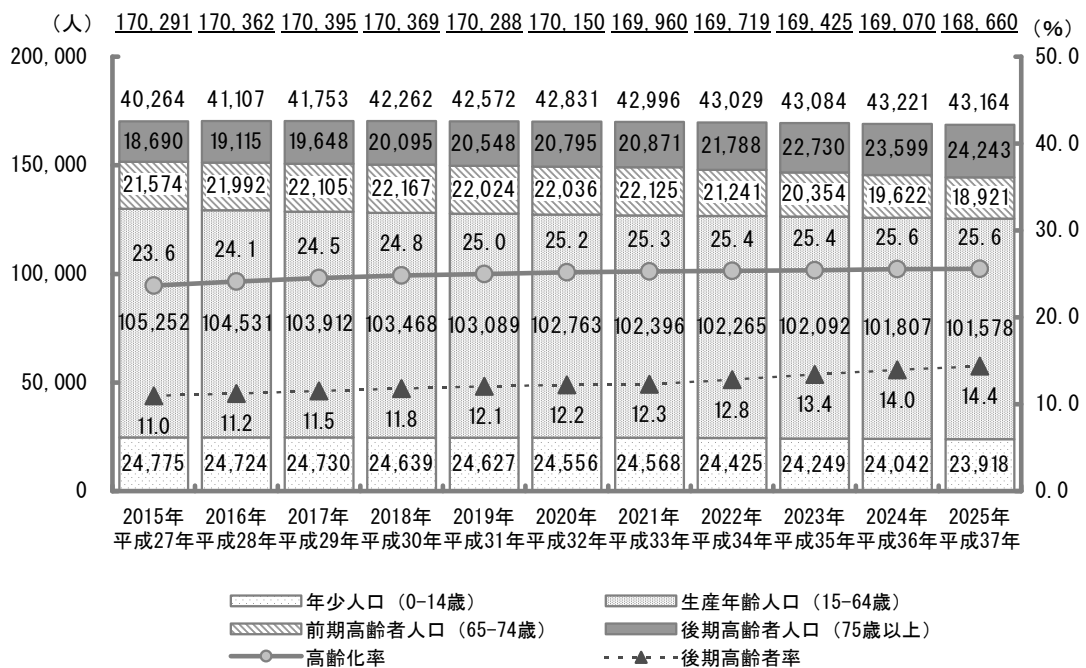
2 将来推計

(1) 将来人口の推計

将来人口は、第6期計画の指標とする2025年（平成37年）で、総人口は168,660人と推計し、そのうち高齢者人口は、43,164人で高齢化率が25.6%と、2015年の40,264人に対し7.2%増加すると推計します。

総人口は2017年をピークに減少し、高齢者人口は2024年をピークに減少すると推計します。後期高齢者人口は、年々増加し、2025年で2015年に対し29.7%増加すると推計します。

図 将来人口の推計



※住民基本台帳（各年10月1日現在）を元にコーホート変化率法で推計

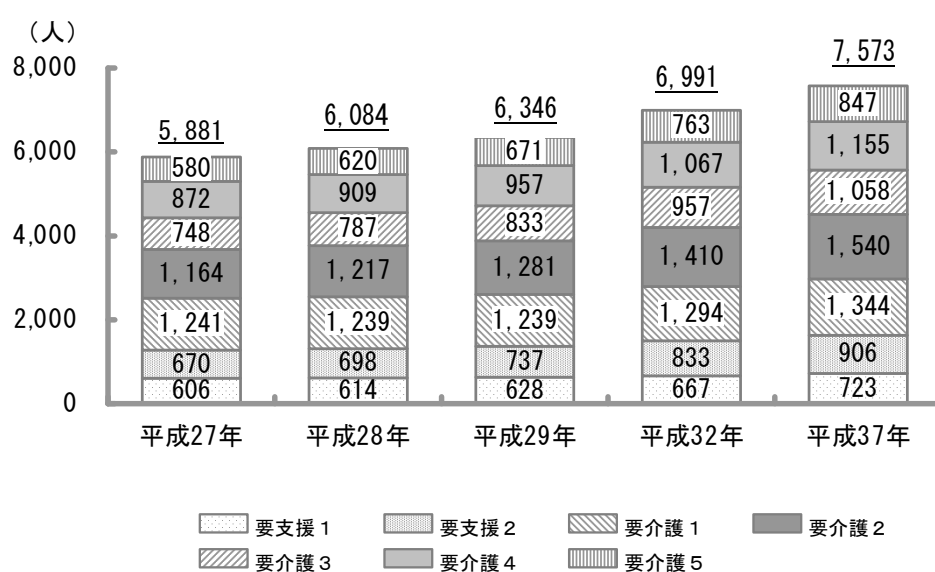
コーホート変化率法：過去における実績人口の動向から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計 ●●●●●●●●●●

近年の要介護度別の要介護認定率をもとに将来の要介護認定者数を推計した結果を以下に示します。

要介護認定者数は、今後も増加を続け、平成 29 年には 6,346 人、平成 32 年には 6,991 人と 7,000 人に近づき、平成 37 年には 7,573 人に達することが予測されます。

図 要介護（要支援）認定者数の推計



3 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の評価及び課題

(1) 健康づくり・介護予防の推進について ●●●●●●●●●●

様々な機会を通じて、介護予防事業の実施に努めています。その中で、事業によっては、利用者が伸び悩んでいる現状があります。

今後、高齢者の増加に合わせて、要介護認定者数も増加することが予測される中で、高齢者が身近な場所で、健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう、市民の自助・共助による取り組みが促進される地域づくりを支援し、地域の特性を生かしながら住民と協働で健康づくり・介護予防を推進することが必要です。

(2) 高齢者の生きがい対策の充実について ●●●●●●●●●●

高齢者の生きがい活動の支援として、生涯学習分野でのシニアフリーキャンパス講座や老人クラブ活動の支援など地域における活動の促進等に取り組んでいます。その中で、老人クラブは、社会参加活動や介護予防事業等の健康づくり活動として重要ですが、近年、会員数やクラブ数が減少傾向となっており、新たなクラブ運営のあり方の検討や活動内容の工夫をする必要があります。

また、高齢者の社会参加を促進するうえで、就労支援の一つとして、シルバー人材センターがあります。シルバー人材センターは、高齢者の生きがいに寄与しており、加入者が増加しています。高齢者の経験や技能が地域社会で活用できるよう支援していく必要があります。

今後、元気な高齢者が生きがいをもって活躍する生涯現役社会の実現に向けた、地域社会での活躍・貢献できる環境づくりが必要です。

(3) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築について ● ● ● ● ● ●

高齢者が住み慣れた地域で生活していくために、在宅介護の負担を軽減するための支援など、地域住民が生活状況に応じて必要な福祉サービスを実施してきました。今後も事業の周知を図るとともに、本人やその家族のニーズに応じた事業の充実と利用促進を図る必要があります。介護保険外サービスについて、介護保険制度の改正を踏まえた生活支援サービスの検討の中で、現在のサービスの在り方を考えていく必要があります。

高齢者住宅や施設について、多様化する高齢者のニーズに応じた身近な場所での情報提供や相談対応を可能とする窓口の整備が必要です。

ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいたまちの整備や高齢者の交通手段、多様な住まいの整備など、住み慣れた地域での生活継続を支援することが重要です。

(4) 社会で支える介護の充実について ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

保険給付費については、概ね計画での見込みどおりとなりました。また、施設整備については、定員 100 人の介護老人福祉施設 1 か所と、定員 29 人の地域密着型介護老人福祉施設 1 か所の整備を計画し、いずれも計画期間内に完了しました。今後は、要介護認定者数のさらなる増加に対応した、介護サービス体制づくりが必要です。

中でも地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置づけ、今後高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていく必要があります。

小規模通所介護が地域密着型サービス等へ移行されることから、利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう地域の実情に応じたサービス提供体制の確保を図る必要があります。

(5) 地域包括ケアの推進について ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口として、高齢者やその家族だけでなく地域住民からも様々な相談を受けています。相談内容は、介護予防から認知症及び虐待への支援等、多様化しています。また、問題の複雑化に対応する必要があるため、地域包括支援センターの人員体制を含めた機能の強化や基幹型などの設置を検討していく必要があります。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、民生委員、町内会長をはじめとした地域で支え合い活動をしている人や組織との顔の見える関係づくりをしてきましたが、今後は地域ケア会議を通じて地域の関係機関とのネットワークの構築、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の強化が求められています。

また、地域住民に対し地域包括支援センターの業務の周知を図ることが重要です。

(6) 安心して利用できるサービス提供システムの構築について ● ● ●

要介護認定の適正化、ケアプランの適正化については、これまでも関係機関との情報連携等により、適正化に努めてまいりましたが、今後も引き続き研修や情報交換など関係機関と連携をとり、介護支援専門員のさらなる質の向上を図ることが必要です。また、介護給付適正化計画に基づき、サービス受給者に利用状況を確認してもらうため、介護給付費通知を実施していくことも必要です。さらに、西尾市介護保険サービス事業者等指導実施要綱に基づき、サービス事業者に対し定期的な指導を実施することも求められます。

地域包括ケアを推進するためには、介護サービス利用者と介護支援専門員の信頼関係が重要であり、利用者が満足できるサービス提供を行うよう支援を図る必要があります。